令和 2 年 10 月 1 日から県下全域を建築確認･検査業務エリアといたします

※業務区域の拡大については、長野県知事へ認可申請中です。

平素は、一般財団法人長野県建築住宅センターをご利用いただき、ありがとうございます。
さて、当センターでは令和 2 年 10 月 1 日から大町、木曽及び飯田建設事務所管内 (都市計画区域外町村）を松本事務所の確認検査業務区域とし、県下全域を業務エリアといたします。
皆様のニーズに対応した迅速で確実なサービスの提供に努めてまいりますので、引き続き当センターをご利用くださいますようお願い申し上げます。

確認検査部・松本事務所・上田事務所

取扱い業務

- 建築確認検査業務
- 適合証明（フラット 35）
- 低炭素建築物新築等計画技術的審査
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定

長野県建築住宅センター

長野市大字鶴賀緑町 1605-14
高見澤ダイヤモンドビル

●確認検査部（1 F）
TEL：026-219-1061
業務担当エリア：

●住宅事業部（9F）：県下全域
TEL：026-219-2310

取扱い業務

- 住宅瑕疵担保保険
- 長期優良住宅等計画技術的審査
- 住宅性能評価
- 現金取得者証明
- BELS

●適合判定室（9F）：県下全域
TEL：026-219-1027

松本事務所

松本市大字島立 998-1
住宅供給公社 (松本事務所) ビル

●松本事務所（4F）
TEL：0263-40-3733
業務担当エリア：
業務拡大エリア：

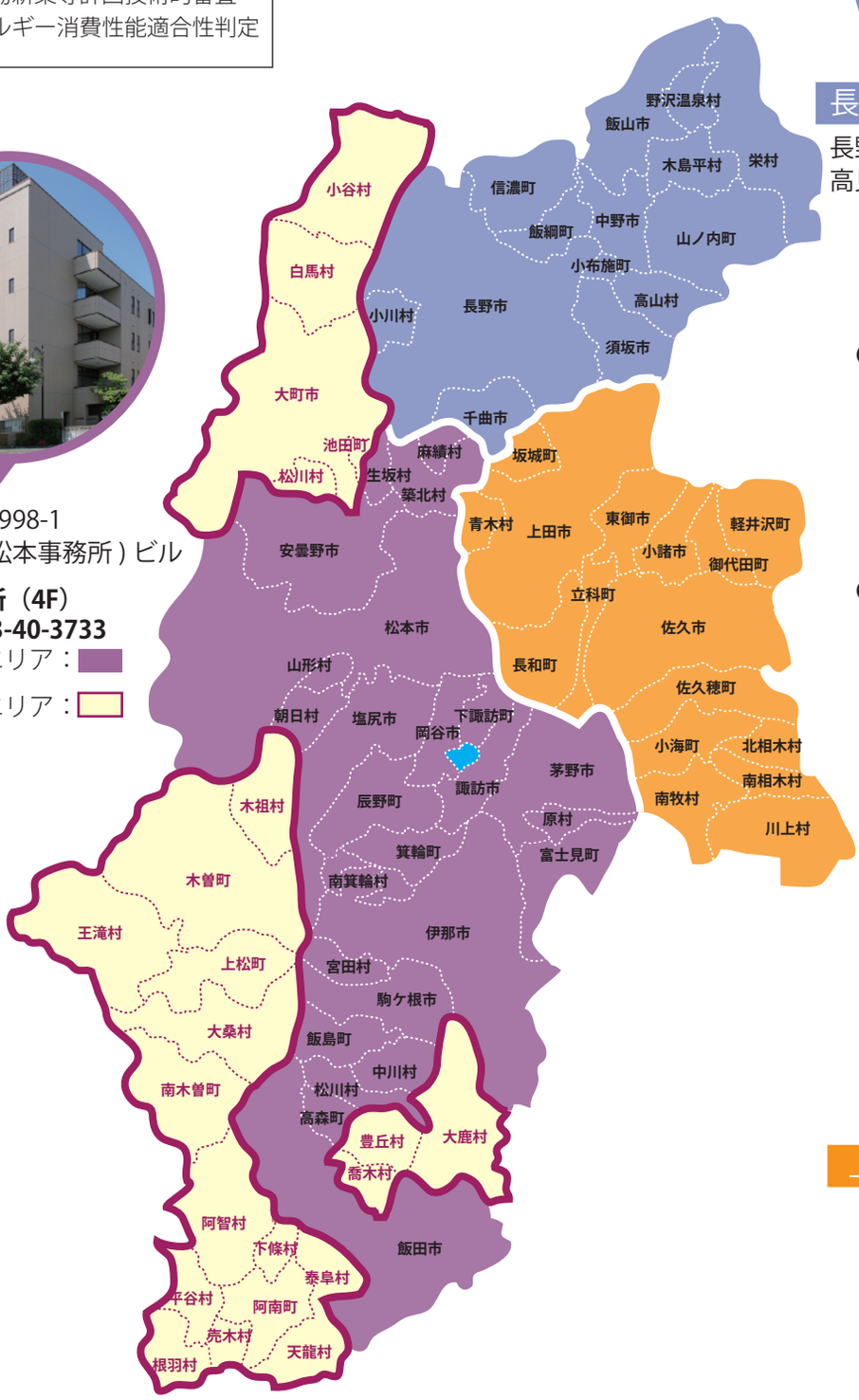

上田事務所

上田市天神 4 丁目 17-3
金井 MSTY ビル

●上田事務所（2F）
TEL：0268-28-5252
業務担当エリア：